

社会福祉法人 慈恵会

「役員報酬支給規程及び費用弁償支給規程より抜粋」

記

【役員報酬支給規程】

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会（以下「当法人」という。）の役員に報酬を支給することについて規定するものとする。

(報酬支給対象役員)

第2条 報酬を支給する役員は理事長及び常務理事とする。

(報酬額)

第3条 報酬額は理事長について、月額 30 万円を超えない範囲で決定する。

2 報酬額は常務理事について、月額 10 万円を超えない範囲で決定する。

【費用弁償支給規程】

役員等に支給する弁償費用は次のとおりとする。但し、理事兼施設長については除外する。また、理事長が必要と認めた場合は理事会に諮り増減することができる。

- | | | |
|--|----|--------|
| 1. 理事(理事会等出席に対し) | 1回 | 5,000円 |
| 2. 監事(理事会・評議員会・定期、臨時会計監査・行政機関による監査の立会・評議員選任解任委員会等の出席に対し) | 1回 | 5,000円 |
| 3. 評議員(評議員会等出席に対し) | 1回 | 5,000円 |

以上